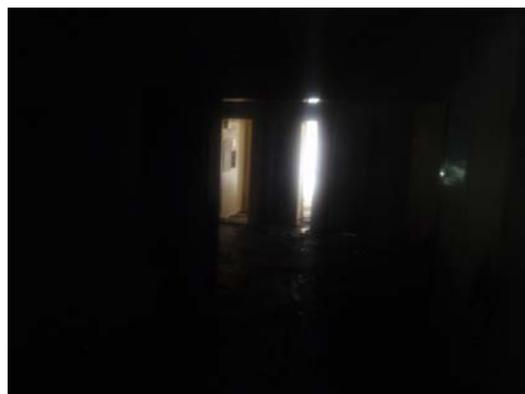


- ・ 1号機側は非常灯のみ、2号機側は真っ暗となった中央制御室で、運転員は当直長の指示に基づき、動作している主要な計器及び使用できる設備の確認を開始した。
- ・ 津波の影響による全交流電源喪失により、トーラス水冷却モードで圧力抑制室の冷却をしていた格納容器冷却系(A系、B系)が停止し、非常用ガス処理系も停止した。
- ・ 津波襲来前まで原子炉圧力の手動制御に用いていた非常用復水器は、表示灯が消灯し、弁の開閉状態の確認も弁の操作もできない状態となった。また、非常用復水器と同様に直流で操作可能な高圧注水系についても制御盤の表示灯が消灯し起動不能な状態となった。
- ・ 11日15時50分、原子炉水位が不明な状態となっていることが確認された。高圧注水系の表示灯が消灯し起動不能な状態であり、原子炉への注水状況を確認できないため、同日16時25分、当直長は原災法第15条該当事象が発生したことを発電所対策本部に報告、同日16時36分に、発電所長は原災法第15条該当事象（非常用炉心冷却装置注水不能）と判断した。
- ・ この津波により、すべての直流電源、交流電源を喪失するとともに、機器の冷却に必要な非常用海水系も喪失した。また、余震頻発による津波発生リスクがある中（【添付8-2】参照）、重油タンクが流されていること、サービス建屋まで津波が来たことなど、想像を超える状況が徐々に明らかとなり、即座に現場確認を行える状況ではなかった。
- ・ その後の復旧活動においては、重油タンクや瓦礫など津波による漂流物が電源車や消防車等の車両や作業員の移動の障害となり、かつ、建屋内外の照明やPHSやページング装置等の通信手段がほとんど使用できなくなるなど、厳しい環境下での対応操作を余儀なくされることとなった。



サービス建屋入口の建屋内の状況

【添付8-1】

## ② 11日16時頃～11日21時頃

余震が継続し、大津波警報が発令されている中、今後の復旧に向けて現場の状況確認を開始。照明や計器類を含む電源復旧を継続しつつ、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉代替注水ラインの確保と、非常用復水器への対応、プラントへのアクセスを可能にするための道路復旧とゲート開放を実施。一方、ベント実施に向けた検討も並行して実施。

### <復旧活動に必要なアクセス道路の確保と電源車の手配>

- ・ 11日16時00分頃、今後の復旧作業に必要な道路を確保するため、社員と協力企業社員が、正門付近の道路が崩れているとの情報をもとに津波が到達していない山側を手始めに構内道路の健全性確認を開始した。1～4号機へ向かう道路は、津波で流された重油タンクが道をふさぎ、通り抜



津波で流されて道をふさいだ重油タンク  
(直径11.7m×高さ9.2m)